

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-138
処分の種類	個人施行者の施行認可の取り消し			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第124条の2第2項			
処分の概要	個人施行者が法第124条の2第1項の命令に従わないとき、権利変換期日前に限り施行認可を取り消す			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また極めて異例の措置であるため基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			